

愛媛労働局発表
平成26年7月28日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 監督課

監督課長 真鍋 俊正

監察監督官 石川 三四郎

電話 089(935)5203 内線 451・452

平成25年の定期監督等の実施結果

—定期監督等を実施した事業場の74.7%に法違反—

愛媛労働局(局長 天野 敬)及び管下5労働基準監督署では、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成25年に管下5労働基準監督署が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

(注) 定期監督等とは、労働災害状況、過去の監督指導歴や各種の情報等に基づいて選定した事業場に対して、労働基準監督官が実施する立入検査のこと。

〈 平成25年の定期監督等の実施結果の概要 〉

1 実施事業場数は1,796事業場 表1参照

- 25年に定期監督等を実施した事業場数は、1,796事業場である。
- 業種別に見ると、製造業(工場等)521事業場、建設業(建設工事現場等)417事業場、商業(小売店等)300事業場等となっている。

2 違反率は74.7% 表1参照

- 25年の違反率は74.7%で、24年の71.1%を3.6ポイント上回っている。
- 業種別(年間100件以上実施した業種に限る。)に見ると、保健衛生業(病院・社会福祉施設等)83.5%、接客娯楽業(旅館・飲食店等)83.2%、商業(小売店等)80.3%、運輸交通業(道路貨物運送業、バス・タクシー等)79.3%、製造業75.8%等となっている。

3 主な法違反は、労働時間491件、割増賃金375件、健康診断353件等 表2参照

- 労働時間や割増賃金に関する違反が多く、長時間労働や不適切な労働時間管理、それを原因として賃金不払残業が生じているケースが多い。
- 1年に1回の定期健康診断が実施されていない事業場が多い。

【今後の方針】

今後とも、労働条件や安全衛生をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、重大な法令違反や、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。

【表1】 定期監督等の実施事業場数・違反率

| | 平成23年 | | 平成24年 | | 平成25年 | | 平成25年対前年比 | |
|-----------------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 定期監督等 実施事業場数 | 違反率(%) | 定期監督等 実施事業場数 | 違反率(%) | 定期監督等 実施事業場数 | 違反率(%) | 定期監督等 実施事業場数 | 違反率(%) |
| 製 造 業 | 598 | 74.9 | 680 | 74.9 | 521 | 75.8 | ▲159 | 0.9 |
| 鉱 業 | 5 | 80.0 | 11 | 81.8 | 8 | 62.5 | ▲3 | ▲19.3 |
| 建 設 業 | 453 | 58.5 | 470 | 64.7 | 417 | 65.7 | ▲53 | 1 |
| 運 輸 交 通 業 | 120 | 78.3 | 120 | 76.7 | 116 | 79.3 | ▲4 | 2.6 |
| 貨 物 取 扱 業 | 6 | 33.3 | 3 | 100.0 | 14 | 50.0 | 11 | ▲50.0 |
| 工 業 的 業 種 小 計 | 1182 | 68.8 | 1284 | 71.4 | 1076 | 71.8 | ▲208 | 0.4 |
| 農 林 業 | 27 | 51.9 | 37 | 56.8 | 18 | 55.6 | ▲19 | ▲1.2 |
| 畜 産 ・ 水 産 業 | 13 | 53.8 | 7 | 100.0 | 16 | 100.0 | 9 | 0 |
| 商 業 | 358 | 64.8 | 328 | 71.0 | 300 | 80.3 | ▲28 | 9.3 |
| 金 融 広 告 業 | 12 | 66.7 | 6 | 50.0 | 14 | 57.1 | 8 | 7.1 |
| 映 画 ・ 演 劇 業 | 0 | 0.0 | 1 | 100.0 | 6 | 100.0 | 5 | 0 |
| 通 信 業 | 11 | 54.5 | 3 | 33.3 | 11 | 45.5 | 8 | 12.2 |
| 教 育 研 究 業 | 11 | 63.6 | 5 | 40.0 | 16 | 81.3 | 11 | 41.3 |
| 保 健 衛 生 業 | 135 | 77.0 | 67 | 76.1 | 115 | 83.5 | 48 | 7.4 |
| 接 客 娯 楽 業 | 105 | 74.3 | 44 | 72.7 | 131 | 83.2 | 87 | 10.5 |
| 清 掃 ・ と 畜 業 | 26 | 65.4 | 47 | 72.3 | 44 | 70.5 | ▲3 | ▲1.8 |
| 官 公 署 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| そ の 他 の 事 業 | 60 | 68.3 | 41 | 68.3 | 49 | 67.3 | 8 | ▲1.0 |
| 非 工 業 的 業 種 小 計 | 758 | 67.8 | 586 | 70.5 | 720 | 78.9 | 134 | 8.4 |
| 合 計 | 1940 | 68.4 | 1870 | 71.1 | 1796 | 74.7 | ▲74 | 3.6 |

(注)▲印は、マイナスを示す。以下同じ。

【表2】 定期監督等における主な違反

(1) 主な労働基準法違反

(単位:件)

| 平成 | 15条 労働条件明示 | 24条 賃金不払 | 32条 労働時間 | 35条 休 休 | 37条 日割増賃金 | 89条 就業規則 | 108条 賃金台帳 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|
| 23年 | 240 | 82 | 409 | 40 | 312 | 233 | 103 |
| 24年 | 223 | 42 | 404 | 53 | 313 | 180 | 115 |
| 25年 | 311 | 91 | 491 | 47 | 375 | 244 | 173 |
| 25年対 前年比 | 88 | 49 | 87 | ▲6 | 62 | 64 | 58 |

(注)違反件数は、1事業場で複数ある場合は重複計上している。以下同じ。

(2) 主な労働安全衛生法違反

(単位:件)

| 平成 | 10~19条 (14条を除く) 安衛管理体制 | 14条 作業主任者 | 20~25条 安全基準 | 20~25条 衛生基準 | 30・31条 特定元方事業者 注 文 書 | 45条 定期自主検査 | 59・60条 安全衛生教育 | 61条 就業制限 | 65条 作業環境測定 | 66条 健康診断 |
|-------------|------------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------------------|---------------|------------------|-------------|---------------|-------------|
| 23年 | 154 | 68 | 311 | 50 | 78 | 162 | 37 | 38 | 25 | 216 |
| 24年 | 111 | 85 | 396 | 89 | 72 | 171 | 41 | 50 | 29 | 296 |
| 25年 | 106 | 48 | 280 | 37 | 57 | 110 | 22 | 48 | 12 | 353 |
| 25年対 前年比 | ▲5 | ▲37 | ▲116 | ▲52 | ▲15 | ▲61 | ▲19 | ▲2 | ▲17 | 57 |

【表2の補足 違反の事例】

(1)労働基準法違反の事例

| | |
|--------------------|--|
| 第15条 〈労働条件の明示〉 | 労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払い方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 また、交付はしているが、法定の記載事項が不足しているもの。 |
| 第24条 〈賃金不払〉 | 賃金について、毎月、所定支払日に賃金の一部又は全部を支払っていないもの。 賃金の控除協定なく、賃金の一部を差し引いて(いわゆる天引き)しているもの。 |
| 第32条 〈労働時間〉 | 時間外労働に関する協定(36協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 また、36協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 |
| 第35条 〈休日〉 | 休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定の休日(1週1日または4週4日)に休日労働を行わせているもの。 また、36協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた休日労働の限度を超えて休日労働を行わせているもの。 |
| 第37条 〈割増賃金〉 | 時間外労働、深夜労働、休日労働を行わせているのに、法定の割増率(通常の賃金の2割5分、休日労働については3割5分、大企業では1ヵ月60時間を超える時間外労働についてはは5割)以上の割増賃金を支払っていないもの。 |
| 第89条 〈就業規則の作成等〉 | 常時使用する労働者が10人以上いるのに、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出していないもの。 また、労働条件が変更されているのに、就業規則を変更していないもの。 |
| 第108条 〈賃金台帳〉 | 賃金台帳に、賃金額のほか、賃金計算の基礎となる出勤日数、労働時間数、時間外労働時間数、休日労働及び深夜労働時間数など、法定の記載事項を記入していないもの。 |

(2)労働安全衛生法違反の事例

| | |
|--------------------------------|---|
| 第10条～19条(14条を除く) 〈安全衛生管理体制〉 | 常時使用する労働者が50人以上いるのに、安全衛生委員会を開催していないもの。また、衛生管理者を選任していないもの。 安全衛生委員会を開催しているが、安全、衛生に関する法定事項を調査審議していないもの。 |
| 第14条 〈作業主任者〉 | 足場組立て、地山の掘削などの作業を行わせているのに、作業主任者を選任していないもの。 また、選任はしているものの、作業指揮などの作業主任者の職務を行わせていないもの。 |
| 第20～25条 〈安全基準〉 | 高さが2メートル以上の高所において作業を行わせるのに、墜落防止のための手すり等を設置していないもの。 |
| 第20～25条 〈衛生基準〉 | 金属の研磨やアーク溶接などの粉じん作業において、防じんマスク等の保護具を着用させていないもの。 |
| 第30・31条 〈特定元方事業者・注文者〉 | 建設工事現場において、下請業者の労働者に手すりがない違法な足場を使用させるなど、元請けとして必要な措置を行っていないもの。 |
| 第45条 〈定期自主検査〉 | フォークリフト、車両系建設機械などの法定の機械、設備について、定期的に検査を行っていないもの。 |
| 第59・60条 〈安全衛生教育〉 | 労働者の雇入れ時、危険・有害業務への配置転換時などに、安全衛生教育を行っていないもの。 |
| 第61条 〈就業制限〉 | クレーンやフォークリフト等の運転の業務に、法定の資格がない者を従事させているもの。 |
| 第65条 〈作業環境測定〉 | 有機溶剤を使用する屋内作業場、粉じん作業場などについて定期的に作業環境測定を行っていないもの。 |
| 第66条 〈健康診断〉 | 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていないもの。 |